

(様式第2号)

大中総第 号  
年 月 日

中央区マスコットキャラクター(着ぐるみ)使用承認通知書

様

大阪府中央区長

年 月 日付けで申請のありましたマスコットキャラクターの使用について次のとおり承認します。

使用目的 (事業・イベント名等)	
使用用途	
貸出期間	貸出日 年 月 日( ) 返却日 年 月 日( ) 使用日 年 月 日~ 年 月 日
使用する場所等	

使用上の遵守事項

- (1) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (3) 着ぐるみの使用にあたっては、丁寧に扱うこととし、使用中に破損等があれば、速やかに連絡、協議のうえ申請者の責任と負担により修理を行うこと。また、汚損の場合は、協議のうえ申請者の責任と負担によりクリーニングを行うこと。
- (4) 承認を受けた者は、これを転貸しないこと。
- (5) 中央区のマスコットキャラクターであることを明示すること。

## 中央区マスコットキャラクター（着ぐるみ）着用時の注意事項

- (1) 中央区のマスコットキャラクターであることを明示すること。
- (2) 着ぐるみの使用時は、周囲の安全に十分配慮するとともに、必ず補助者 1 名以上つけること
- (3) 活動中は着ぐるみの内部が暑くなるため、中に入る人は水分補給を十分に行い、体調管理に留意すること。また、30 分以上の着用は避けること。特に、夏季などの気温の高いときは短時間で着用者を交代し無理をしないこと
- (4) 制作材料には害のない材料を厳選して作成していますが、何箇所かには接着剤等の化学物質を使用しています。万一、気分が悪くなった場合は、直ちに着脱すること
- (5) 着ぐるみは可燃性の素材を使用しているため、火気には注意すること。
- (6) 雨天時の屋外での使用は行わないこと。また、使用中に雨が降ってきた場合は、使用後に乾燥したタオル等で水気を拭き取り十分に乾燥させること。
- (7) 化粧等は必ず落としてから着ぐるみを着用すること。
- (8) キャラクターのイメージを保つため、着用中は声をださないこと。また、夢を壊さないよう公衆の面前での着脱を行わないこと
- (9) 着脱、活動及び搬送時には、破損・汚損させないように十分配慮すること。
- (10) 使用後は、消臭スプレー等を噴霧のうえ、風通しの良い場所で陰干しをし、十分乾燥させてから返却すること。